

地区整備計画区域	れた宇治都市計画東隼上り地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------	---

別表第2の備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第4条—第8条関係)

1 石橋地区地区整備計画区域

計画区域	制限	
A地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 病院(救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院に限る。) (2) 保育所(前号の病院に勤務する職員の利用に供するもの又は病児・病後児保育の用に供するものに限る。) (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋 (4) 前3号の建築物に附属するもの
	壁面の位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線(地区計画の地区施設として定める区画道路の境界線をいう。以下同じ。)までの距離は、5メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。
	高さの最高限度	60メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下
B地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム (2) 共同住宅及び寄宿舎(A地区の項制限の欄第1号の病院に勤務する医師及び看護師の居住の用に供するものに限る。) (3) バス停留所の上屋、公衆電話所又は東屋 (4) 前3号の建築物に附属するもの
	壁面の位置の制限	外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、休憩所等で地上階数1のもの、高さが2.0メートル以下の門若しくは塀又はバス停留所の上屋、公衆電話所若しくは東屋を建築する場合は、この限りでない。
	高さの最高限度	20メートル以下で、かつ建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下

2 東隼上り地区地区整備計画区域

計画区域	制限	
専用住宅地区	用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅(長屋、同一敷地内の用途上不可分の

	関係にある居室を有する建築物及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供する住宅を除く。以下同じ。)
	(2) 住宅で令第130条の3第1号、第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねるもの(延べ面積の2分の1以上が居住の用途に供する部分の床面積であつて、かつ、居住以外の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下である建築物に限る。)
	(3) 住宅で令第130条の3第1号、第6号又は第7号に掲げる用途の建築物を併設するもの(延べ面積の2分の1以上が居住の用途に供する部分の床面積であつて、かつ、居住以外の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下である建築物に限る。)
	(4) 診療所(患者を収容する施設を有しない診療所であつて、住宅を兼ね、又は併設するものに限る。以下同じ。)
	(5) 集会所
	(6) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める建築物
	(7) 前各号に規定する建築物に附属するもの(令第130条の5に定める建築物を除く。)
敷地面積の最低限度	150平方メートル以上
壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、敷地面積が150平方メートル以上の敷地においては1メートル以上とし、敷地面積が150平方メートル未満の敷地においては、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は、この限りでない。 ア 屋根付きカーポート又は地下車庫 イ 建築物に附属する物置その他これらに類する建築物であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの ウ 下屋、建築物に付属する物干しその他これらに類する建築物(通風を妨げない構造のものに限る。)であつて、軒の高さが2.8メートル以下で、かつ床面積の合計が15平方メートル以内のもの エ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以内の建築物(アからウまでを除く。)
	(2) 前号の規定にかかわらず、出窓(外壁の長さの合計が5メートル以下で、下端の床面からの高さが0.3メートル以上のものに限る。以下同じ。)から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
高さの最高限度	10メートル以下で、かつ軒の高さが7メートル以下
塀の構	塀の高さは、建築物を建築し、又は工作物を設

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第9号

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業給水条例（昭和37年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う市長（第8条第1項及び第20条第2項を除き、以下「管理者」という。）」に改め、同号を同条第8号とする。

第25条第1号の表を次のように改める。

使用料 用途	基本使用料		超過使用料（1立方メートルにつき）			
	水量	使用料	1段	2段	3段	4段
家庭用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで 161円	21立方メートルから40立方メートルまで 196円	41立方メートルから60立方メートルまで 208円	61立方メートル以上 227円
営業用	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートルまで 161円	21立方メートルから40立方メートルまで 213円	41立方メートルから50立方メートルまで 269円	50立方メートル以上 280円
官公署・学校・保育所・団体用	10立方メートル	2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで 241円	21立方メートルから10立方メートルまで 272円	101立方メートルから100立方メートルまで 310円	1,001立方メートル以上 349円
工場・事業所用	10立方メートル	2,730円	11立方メートルから20立方メートルまで 273円	21立方メートルから10立方メートルまで 325円	101立方メートルから100立方メートルまで 350円	1,001立方メートル以上 365円
浴場営業	8立方メートル	1,030円	9立方メートルから20立方メートル	21立方メートル以上 97円		

造の制限	置することができる敷地の地盤面から2メートル以下とする。
沿道住宅地区 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で令第130条の3各号のいずれかの用途を兼ねるもの (3) 住宅で令第130条の3各号のいずれかの用途の建築物を併設するもの (4) 診療所 (5) 集会所 (6) 巡査派出所、公衆電話所又は令第130条の4に定める建築物 (7) 前各号に規定する建築物に附属するもの（令第130条の5に定める建築物を除く。）
敷地面積の最低限度	150平方メートル以上
壁面の位置の制限	(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、敷地面積が150平方メートル以上の敷地においては1メートル以上とし、敷地面積が150平方メートル未満の敷地においては、0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げる建築物を建築する場合は、この限りでない。 ア 屋根付きカーポート又は地下車庫 イ 建築物に附属する物置その他これらに類する建築物であつて、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ床面積の合計が5平方メートル以内のもの ウ 下屋、建築物に付属する物干しその他これらに類する建築物（通風を妨げない構造のものに限る。）であつて、軒の高さが2.8メートル以下で、かつ床面積の合計が15平方メートル以内のもの エ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以内の建築物（アからウまでを除く。） (2) 前号の規定にかかわらず、出窓から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
高さの最高限度	10メートル以下で、かつ軒の高さが7メートル以下
塀の構造の制限	塀の高さは、建築物を建築し、又は工作物を設置することができる敷地の地盤面から2メートル以下とする。

別表第2の備考第1項を次のように改める。

- 1 建築物の面積及び高さの算定方法は、令第2条第1項に定めるところによる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

用	ル	30円	トルまで 161円			
臨時工事用	10立方メートル	3,660円	11立方メートル以上 366円			

第25条第2号の表中

「」を「」に改める。

40円	130円
80円	140円
90円	170円
160円	260円
900円	840円
1,200円	1,230円
1,500円	1,710円
1,500円	3,650円
2,900円	3,700円

第36条の見出し中「軽減」を「減額」に改め、同条中「軽減」を「減額し、」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同日の属する月の翌月の末日までに料金の支払を受ける権利が確定される使用に係る料金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第10号

宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

宇治市公共下水道使用料条例（昭和61年宇治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分中

			1,000立方メートルを超える分	292
低所得者用	10立方メートルまでの分	671	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	73
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	85
			30立方メートルを超える分	109

「」を「」に改める。

		1,000立方メートルを超える分	292
--	--	------------------	-----

改める。

別表の備考第1項中「低所得者用、一時使用用」を「一時使用用」に改め、「低所得者用」とは生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び世帯の所得金額が別に定める基準額を下回っている低所得の世帯が使用する場合をいい及び「宇治市公共下水道使用料条例」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市公共下水道使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から同日の属する月の翌月の末日までに使用料の支払を受ける権利が確定される使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第11号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の3」に改め、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「の規定による」を「及び第72条の3の2第1項の規定による」に改める。

第16条第1項第1号中「100分の7.29」を「100分の7.75」に改め、同項第2号中「25,500円」を「27,900円」に改め、同項第3号ア中「17,100円」を「18,000円」に改め、同号イ中「8,550円」を「9,000円」に改め、同号ウ中「12,825円」を「13,500円」に改める。

第16条の5中「及び第23条」を「、第23条及び第23条の3」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の3」に改め、同条第2号イ中「の規定による」を「及び第72条の3の2第1項の規定による」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.89」を「100分の2.78」に改め、同項第2号中「9,700円」を「9,600円」に改め、同項第3号ア中「6,500円」を「6,200円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,100円」に改め、同号ウ中「4,875円」を「4,650円」に改める。

第16条の5の9中「及び第23条」を「、第23条及び第23条の3」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.87」を「100分の2.97」に改め、同項第2号中「11,800円」を「12,200円」に改め、同項第3号中「5,900円」を「6,000円」に改める。

第23条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項第1号ア中「17,850円」を「19,530円」に改め、同号イ（ア）中「11,970円」を「12,600円」に改め、同号イ（イ）中「5,985円」を「6,300円」に改め、同号イ（ウ）中「8,977円」を「9,450円」に改め、同項第2号ア中「12,750円」を「13,950円」に改め、同号イ（ア）中「8,550円」を「9,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,275円」を「4,500円」に改め、同号イ（ウ）中「6,412円」を「6,750円」に改め、同項第3号ア中「5,100円」を「5,580円」に改め、同号イ（ア）中「3,420円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,710円」を「1,800円」に改め、同号イ（ウ）中「2,565円」を「2,700円」に改め、同条第2項後段中「17,850円」を「19,530円」に、「6,790円」を「6,720円」に、「11,970円」を「12,600円」に、「4,550円」を「4,340円」に、「5,985円」を「6,300円」に、「2,275円」を「2,170円」に、「8,977円」を「9,450円」に、「3,412円」を「3,255円」に、「12,750円」を「13,950円」に、「4,850円」を「4,800円」に、「8,550円」を「9,000円」に、「3,250円」を「3,100円」に、「4,275円」を「4,500円」に、「1,625円」を「1,550円」に、「6,412円」を「6,750円」に、「2,437円」を「2,325円」に、「5,100円」を「5,580円」に、「1,940円」を「1,920円」に、「3,420円」を「3,600円」に、「1,300円」を「1,240円」に、「1,710円」を「1,800円」に、「650円」を「620円」に、「2,565円」を「2,700円」に、「975円」を「930円」に改め、同条第3項後段中「17,850円」を「19,530円」に、「8,260円」を「8,540円」に、「11,970円」を「12,600円」に、「4,130円」を「4,200円」に、「12,750円」を「13,950円」に、「5,900円」を「6,100円」に、「8,550円」を「9,000円」に、「2,950円」を「3,000円」に、「5,100円」を「5,580円」に、「2,360円」を「2,440円」に、「3,420円」を「3,600円」に、「1,180円」を「1,200円」に改める。

第23条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第23条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする（第3項に掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条第1項第2号又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項第2号又は第16条の4」とあるのは「第16条の5の5第1項第2号又は第16条の5の8」と、「第23条第1項各号」とあるのは「第23条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同項各号ア」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号ア」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和3年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第12号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の5中「、630,000円」を「、650,000円」に改める。

第16条の5の9中「、190,000円」を「、200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和3年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第13号

宇治市議会委員会条例の一部を改正する条例

宇治市議会委員会条例（昭和54年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政策経営部、総務部」を「政策企画部、総務・市民協働部」に、「市民環境常任委員会」を「産業・人権環境常任委員会」に、「産業地域振興部」を「産業観光部」に、「建設水道常任委員会」を「建設・水道常任委員会」に、「文教福祉常任委員会」を

「文教・福祉常任委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により旧条例第2条に規定する総務常任委員会及び市民環境常任委員会の委員（以下「旧委員」という。）に選任され、並びに旧条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者は、それぞれ改正後の宇治市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定により新条例第2条に規定する総務常任委員会及び産業・人権環境常任委員会の委員（以下「新委員」という。）に選任され、並びに新条例第6条第2項の規定により委員長及び副委員長に互選されている者とみなす。

3 前項の場合において、新委員の任期は、旧委員の残任期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する総務常任委員会及び市民環境常任委員会において審査又は調査を継続している事件については、それぞれ新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる総務常任委員会及び産業・人権環境常任委員会に付議された事件とみなす。

（揭示済）

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和4年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第14号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1号を加える。

⑧ 学校運営協議会委員	年額 4,000円
-------------	-----------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

規 則

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月23日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第3号

宇治市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市コミュニティセンター条例施行規則（昭和63年宇治市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「基づき」を「より」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改め、同条第2項本文中「申請は、使用しようとする日の2月前から3日前までの間」を「規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 次に掲げる者が使用する場合 センターを使用しようとする

日（以下「使用日」という。）の2月前の日から使用日の3日前の日まで

ア 市内に居住する者

イ 市内に所在する事業所、各種団体等に勤務する者

ウ 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校、特別支援学校の中学部及び高等部並びに大学、同法第124条に規定する専修学校その他これらに準ずる施設のうち市長が認めるものに在学する者

エ 市内に所在する事業所、各種団体等

(2) 前号の規定に該当しない者が使用する場合 使用日の1月前の日から使用日の3日前の日まで

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第4号

宇治市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の育児休業等に関する規則（平成4年宇治市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「第2条第3号ア（ウ）」を「第2条第3号ア（イ）」に改める。

第7条の2（見出しを含む。）中「第7条の2第2号」を「第7条の2」に改める。

別記様式第1号中「㊟」を削り、

「」を「」に改める。

別記様式第2号中「㊟」を削り、

「」を「」に改め、同様式の注書第6項中「第12条第3項第2号」を「第12条第1項第6号」に改める。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第4号中「㊟」を削り、

「」を「」に、「～時分」を「から 時 分まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市勤労者住宅資金融資あつせん規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第5号

宇治市勤労者住宅資金融資あつせん規則の一部を改正する規則

宇治市勤労者住宅資金融資あつせん規則（平成11年宇治市規則第55号）の一部を次のように改正する。